

改正

令和7年3月28日告示第45号

大網白里市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供を完了した者（以下「ドナー」という。）等に対し、予算の範囲内で大網白里市骨髓移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナーの身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図り、もって骨髓等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた者であって、当該提供を完了した時点において市の区域内に住所を有するもの
- (2) 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髓等の提供が中止されたことを確認できる書類の交付を受けた者であって、当該提供を中止した時点において市の区域内に住所を有するもの
- (3) 前2号に規定する者（個人事業主を除く。）が就業する国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）であって、当該者に対しドナー休暇（骨髓等の提供者として必要な検査、入院等のために取得する特別休暇をいう。以下同じ。）を与えたもの

2 前項の規定にかかわらず、骨髓等の提供に対し、他の地方公共団体から補助金、助成金その他の金銭の交付を受けている場合は、助成対象者とししない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる者 検査、最終同意のための面談、入院その他の骨髓等の提供に要した日数に2万円を乗じて得た額。ただし、14万円を上限とする。
- (2) 前条第1項第3号に掲げるもの ドナーが取得したドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額。ただし、7万円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、大網白里市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第5条 前条の規定による申請は、骨髓等の提供に係る最終同意のための面談を行った日又は最後に通院若しくは入院を行った日のいずれか遅い日の翌日から1年以内にしなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定をしたときは、大網白里市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、助成金の交付を請求するときは、大網白里

市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年4月2日から適用する。

附 則（令和7年3月28日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の大網白里市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。